

公文書等の管理に関する法律案要綱新旧対照表

公文書等の管理に関する法律案要綱

(傍線部分は改正部分)

日弁連改正案	公文書等の管理に関する法律案要綱
<p>第一章 総則(第一条 第三条)</p> <p>第二章 行政文書の管理(第四条 第十条)</p> <p>第三章 法人文書の管理(第十一条 第十三条)</p> <p>第四章 歴史公文書等の保存、利用等(第十四条 第二十七条)</p> <p>第五章 公文書管理委員会(第二十八条 第三十条)</p> <p>第六章 雑則(第三十一条・第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、<u>国及び独立行政法人等の有するその諸活動に対する現在及び将来の国民の知る権利を保障し、これに対する国及び独立行政法人等の説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p>	<p>第一章 総則(第一条 第三条)</p> <p>第二章 行政文書の管理(第四条 第十条)</p> <p>第三章 法人文書の管理(第十一条 第十三条)</p> <p>第四章 歴史公文書等の保存、利用等(第十四条 第二十七条)</p> <p>第五章 公文書管理委員会(第二十八条 第三十条)</p> <p>第六章 雑則(第三十一条・第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、<u>国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p>

第二条 「略」

(他の法令との関係)

第三条 「略」

第二章 行政文書の管理

(作成)

第四条 行政機関の職員は、当該行政機関の意思決定並びに当該行政機関の事務及び事業の実績若しくは国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議について、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、政令で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間を最長三年とし、この保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書

第二条 「略」

(他の法令との関係)

第三条 「略」

第二章 行政文書の管理

(作成)

第四条 行政機関の職員は、当該行政機関の意思決定並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、政令で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書

の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、五年間延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前にあらかじめ、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない

の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前にあらかじめ、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない

い。

(保存)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の行政文書ファイル等の適切な保存を確保するために、政令の定めるところにより、中間書庫を設置する。

(行政ファイル管理簿)

第七条 「略」

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は内閣総理大臣に届け出て廃棄についての承認を得たうえで廃棄しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制

い。

(保存)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

「新設」

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 「略」

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制

限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況、廃

棄予定文書その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、廃棄予定文書及びその概要を公表しなければならない。

3 何人も、第一項の廃棄予定文書その他の行政文書の管理の状況について、政令の定めるところにより、意見を述べることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関（会計検査院を除く。次条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

5 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書

限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その

他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

〔新設〕

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関（会計検査院を除く。次条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書

館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

6 前五項の事務を遂行するため、別に法律の定めるところにより、公文書管理庁を設置する。

(行政文書管理規則)

第十条 「略」

第三章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 「略」

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況、廃棄予定文書その他の法人文書の管理状況について毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、廃棄予定文書及びその概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、法人文書の管理については、第九条三項から五項までの規定に準じて、適正に管理しなければならない。

館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

〔新設〕

(行政文書管理規則)

第十条 「略」

第三章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 「略」

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況、その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

〔新設〕

(法人文書管理規則)

第十三条 「略」

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管)

第十四条 国の機関(行政機関を除く。以下この条において同じ。)

は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

5 国の機関は、第二章及び第三章の規定に準じて、当該国の機関が保有する文書の作成、整理、保存、文書ファイル管理簿、

(法人文書管理規則)

第十三条 「略」

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管)

第十四条 国の機関(行政機関を除く。以下この条において同じ。)

は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

「新設」

移管又は廃棄、管理状況の報告等、文書管理規則の設定などの格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 「略」

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある情報

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 「略」

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イから八まで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであつて、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原

特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イから八まで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであつて、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原

本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号イから二まで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

4 第二項の時の経過を考慮するにあたり、作成後三十年以上を経過した特定歴史公文書等は、第一項第一号又は第二号に該当しないものと推定する。

（本人情報の取扱い）

本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号イから二まで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

「新設」

（本人情報の取扱い）

第十七条 「略」

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 「略」

(利用の方法)

第十九条 「略」

(手数料)

第二十条 「略」

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 「略」

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会
設置法の準用)

第二十二条 「略」

(利用の促進)

第二十三条 「略」

第十七条 「略」

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 「略」

(利用の方法)

第十九条 「略」

(手数料)

第二十条 「略」

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 「略」

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会
設置法の準用)

第二十二条 「略」

(利用の促進)

第二十三条 「略」

(移管元行政機関等による利用の特例)
第二十四条 「略」

(特定歴史公文書等の廃棄)

第二十五条 「略」

(保存及び利用の状況の報告等)

第二十六条 「略」

(利用等規則)

第二十七条 「略」

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第二十八条 「略」

(委員会への諮問)

第二十九条 「略」

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認

(移管元行政機関等による利用の特例)
第二十四条 「略」

(特定歴史公文書等の廃棄)

第二十五条 「略」

(保存及び利用の状況の報告等)

第二十六条 「略」

(利用等規則)

第二十七条 「略」

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第二十八条 「略」

(委員会への諮問)

第二十九条 「略」

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認

める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 何人も、委員会に対し、公文書等の管理について、意見を述べることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要がある場合には、内閣総理大臣に建議することができる。

第六章 雑則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

2 前項の目的を達成するために、政令の定めるところにより、内閣府に、公文書管理推進会議を置く。

(地方公共団体の文書管理)

第三十二条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

「新設」

「新設」

第六章 雑則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

「新設」

(地方公共団体の文書管理)

第三十二条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附則

政府は、この法律の制定後一年以内に、第十四条五項に基づき、国の機関（行政機関を除く）における公文書について、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

「削除」

地方公共団体が設置する公文書館には、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日まで、公文書館法（昭和六十一年十一月十五日法律第千百十五号）

附則

「新設」

第七条 刑事訴訟法（昭和二十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二に次の二項を加える。

訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定の適用については、同法第十四条第一項中「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国の機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

「新設」

第4条第2項の専門職員を置くものとする。「」を規定し、さらに、「地方公共団体が公文書館法に基づき設置する公文書館については図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）に基づき地方公共団体の設置する公立図書館との併館を妨げない。」

電子文書による原本扱いとする、公文書管理の抜本的改革をす
すめぬ。

「新設」